

京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び研究推進部<u>研究推進課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び研究推進部<u>研究倫理・安全推進室</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年9月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>